

防衛庁の事務次官の専決及び代決並びに防衛庁本庁の内部部局における専決及び代決に関する訓令を次のように定める。

昭和35年2月23日

防衛庁長官 赤城 宗徳

防衛大臣の決裁並びに専決及び代決に関する訓令

改正

昭和35年11月5日庁訓第53号	昭和49年3月8日庁訓第4号	平成11年6月30日庁訓第39号
昭和36年2月10日庁訓第6号	昭和49年12月7日庁訓第42号	平成11年10月5日庁訓第54号
昭和36年2月20日庁訓第7号	昭和50年9月27日庁訓第44号	平成12年3月30日庁訓第37号
昭和36年6月12日庁訓第31号	昭和50年12月27日庁訓第47号	平成12年6月27日庁訓第82号
昭和37年11月1日庁訓第74号	昭和50年12月27日庁訓第48号	平成12年6月29日庁訓第84号
昭和37年11月30日庁訓第80号	昭和51年1月27日庁訓第1号	平成13年1月6日庁訓第2号
昭和38年1月9日庁訓第1号	昭和51年6月12日庁訓第22号	平成13年3月30日庁訓第39号
昭和39年5月8日庁訓第13号	昭和51年12月3日庁訓第37号	平成13年3月30日庁訓第53号
昭和39年7月14日庁訓第23号	昭和52年4月28日庁訓第18号	平成13年6月8日庁訓第65号
昭和39年11月12日庁訓第46号	昭和52年6月16日庁訓第25号	平成13年9月13日庁訓第72号
昭和39年12月28日庁訓第54号	昭和52年7月1日庁訓第27号	平成14年1月11日庁訓第1号
昭和40年3月26日庁訓第18号	昭和52年7月1日庁訓第28号	平成14年3月18日庁訓第4号
昭和40年4月1日庁訓第24号	昭和53年1月13日庁訓第1号	平成14年3月27日庁訓第19号
昭和40年9月17日庁訓第39号	昭和53年1月23日庁訓第2号	平成14年4月5日庁訓第46号
昭和40年10月29日庁訓第44号	昭和54年4月16日庁訓第24号	平成14年10月30日庁訓第54号
昭和41年3月30日庁訓第7号	昭和55年12月5日庁訓第40号	平成14年10月30日庁訓第55号
昭和41年3月30日庁訓第8号	昭和55年12月27日庁訓第42号	平成15年5月1日庁訓第52号
昭和41年4月1日庁訓第9号	昭和57年4月30日庁訓第19号	平成15年6月30日庁訓第56号
昭和41年5月6日庁訓第19号	昭和59年6月30日庁訓第37号	平成16年3月31日庁訓第34号
昭和41年6月7日庁訓第20号	昭和60年3月14日庁訓第6号	平成16年7月1日庁訓第58号
昭和41年9月30日庁訓第30号	昭和60年4月6日庁訓第19号	平成17年3月30日庁訓第34号
昭和43年1月19日庁訓第1号	昭和60年12月21日庁訓第42号	平成17年9月27日庁訓第72号
昭和43年6月11日庁訓第21号	昭和61年7月1日庁訓第35号	平成18年3月27日庁訓第25号
昭和43年8月26日庁訓第33号	平成2年10月1日庁訓第38号	平成18年3月27日庁訓第26号
昭和43年10月22日庁訓第39号	平成4年6月26日庁訓第47号	平成18年3月31日庁訓第63号
昭和43年11月16日庁訓第41号	平成5年4月1日庁訓第28号	平成18年4月7日庁訓第68号
昭和43年11月16日庁訓第42号	平成5年6月30日庁訓第45号	平成18年5月18日庁訓第71号
昭和44年5月28日庁訓第27号	平成6年5月31日庁訓第21号	平成18年7月28日庁訓第84号
昭和45年1月30日庁訓第1号	平成6年8月25日庁訓第43号	平成18年12月5日庁訓第105号
昭和45年3月31日庁訓第10号	平成7年8月1日庁訓第48号	平成19年1月9日省訓第2号
昭和45年6月16日庁訓第23号	平成7年8月28日庁訓第49号	平成19年4月27日省訓第37号
昭和45年6月18日庁訓第26号	平成8年5月30日庁訓第41号	平成19年8月25日省訓第74号
昭和46年3月25日庁訓第9号	平成8年10月18日庁訓第51号	平成19年8月25日省訓第133号
昭和46年3月24日庁訓第14号	平成9年1月17日庁訓第1号	平成20年4月1日省訓第32号
昭和47年1月1日庁訓第1号	平成9年6月30日庁訓第31号	平成20年6月27日省訓第41号
昭和47年5月12日庁訓第21号	平成10年3月25日庁訓第12号	平成20年9月9日省訓第48号
昭和48年2月9日庁訓第4号	平成10年4月24日庁訓第33号	平成21年3月24日省訓第11号
昭和48年6月29日庁訓第33号	平成10年7月24日庁訓第37号	平成21年3月27日省訓第12号
昭和48年7月31日庁訓第39号	平成10年10月2日庁訓第43号	平成21年7月29日省訓第48号
昭和48年10月30日庁訓第56号	平成11年2月22日庁訓第3号	平成21年12月25日省訓第66号
昭和48年11月27日庁訓第60号	平成11年3月31日庁訓第27号	平成22年3月25日省訓第8号

平成22年6月30日省訓第29号	平成27年4月10日省訓第21号	令和元年6月26日省訓第15号
平成22年7月30日省訓第32号	平成27年4月24日省訓第22号	令和2年6月26日省訓第36号
平成22年11月22日省訓第40号	平成27年10月1日省訓第39号	令和2年9月15日省訓第55号
平成23年2月18日省訓第4号	平成27年12月24日省訓第57号	令和3年7月1日省訓第43号
平成23年4月1日省訓第16号	平成27年12月25日省訓第58号	令和4年4月4日省訓第51号
平成23年8月15日省訓第30号	平成28年3月28日省訓第18号	令和5年3月31日省訓第34号
平成24年3月7日省訓第5号	平成28年3月31日省訓第36号	令和5年4月28日省訓第47号
平成24年7月19日省訓第27号	平成28年5月18日省訓第46号	令和5年6月29日省訓第55号
平成24年12月14日省訓第39号	平成28年9月26日省訓第57号	令和5年10月13日省訓第95号
平成25年6月28日省訓第40号	平成29年4月7日省訓第29号	令和5年12月1日省訓第110号
平成26年2月7日省訓第2号	平成29年4月10日省訓第30号	令和6年1月31日省訓第3号
平成26年3月26日省訓第16号	平成29年4月19日省訓第34号	令和6年3月28日省訓第38号
平成26年3月31日省訓第23号	平成29年7月28日省訓第49号	令和6年5月17日省訓第61号
平成26年5月30日省訓第35号	平成29年9月29日省訓第55号	令和6年5月28日省訓第63号
平成26年7月18日省訓第39号	平成29年11月14日省訓第60号	令和6年6月28日省訓第273号
平成26年12月22日省訓第72号	平成30年3月30日省訓第30号	令和6年7月12日省訓第283号
平成27年3月31日省訓第10号	平成31年1月17日省訓第2号	令和6年10月11日省訓第315号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官（以下「事務次官」という。）の専決及び代決並びに防衛省本省の内部部局における専決及び代決並びに防衛装備庁長官（以下「長官」という。）の専決に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において「専決」とは、当該事項について権限を有する者の委任に基づき、常に代わつて決裁することをいい、「代決」とは、当該事項について権限を有する者が出張、休暇その他の理由により不在の場合、臨時的に代わつて決裁することをいう。

(防衛大臣決裁事項)

第3条 防衛大臣の決裁事項は、次に掲げるものその他の重要又は異例に属するものに関することとする。

- (1) 法律案、政令案、質問主意書に対する答弁書その他の閣議の請議
- (2) 行動命令、一般命令及び防衛大臣指示
- (3) 重要な省令及び告示
- (4) 重要な訓令及び通達
- (5) 重要な人事
- (6) 予算のうち重要なもの
- (7) この訓令の改正（別表第5第3号に掲げるものを除く。）又は廃止

(事務次官専決事項)

第4条 事務次官の専決事項は、重要又は異例に属するもの、別表第1の6及び別表第2から別表第5までに掲げるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 省令及び告示に関すること。
- (2) 訓令及び通達に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 請願、陳情等に関すること。
- (5) 表彰及び褒章に関すること。
- (6) 国有の財産の管理及び処分に関すること。
- (7) 訓練の基準となる教範類に関すること。
- (8) 官房長及び局長の休暇及び出張に関すること。
- (9) 他官庁又は部外の事業への協力に関すること。
- (10) 部外者の航空機搭乗に関すること。
- (11) 受験資格検定の実施に関すること。

- (12) 人事に関する事項であつて別表第1に掲げるもの
- (13) 土木工事等の受託及び実施に関すること。
- (14) 内閣承認人事に係る者の海外出張の承認及び届出に関すること。
- (15) 日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の使用又は収用に関する事項であつて別表第1の2に掲げるもの
- (16) 競争の導入による公共サービスの改革に関する事項であつて別表第1の3に掲げるもの
- (17) 秘密の取扱いに関する適格性の付与等に関すること（事務次官に関するものを除く。）
- 。
- (18) 教育の実施に伴う課程等の試行に関すること。
- (19) 航空身体検査の合否認定に関すること。
- (20) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事項であつて別表第1の4に掲げるもの
- (21) 損失の補償に関する事項であつて別表第1の5に掲げるもの
- (22) 自衛隊における職の分類に関すること。
- (23) 派遣隊の配置の承認に関すること。
- (24) 礼式に関すること。
- (25) 船舶の造修等に関すること。
- (26) 日本国と諸外国との間で締結されたライセンス生産、共同研究、共同開発等に係る交換公文に基づく細目取極その他の実施の細部を定めた文書の締結及び改正（防衛装備庁の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (27) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定による審理員の指名に関すること。
- (28) 抜き打ち防衛監察の実施に関する受察機関の長に対する通知に関すること。
- (29) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。
- （長官の専決事項等）

第4条の2 長官の専決事項は、重要又は異例に属するものを除き、別表第1の6に掲げるとおりとする。

2 長官の権限に属する事項に関する専決及び代決（前項に規定する長官の専決事項についての再委任を含む。）については、長官が防衛大臣の承認を得て別に定めるところによる。ただし、別表第5第3号に掲げるものに該当するときは、承認を得ることを要しない。

（官房長等の専決事項）

第5条 官房長、局長及び次長（以下「官房長等」という。）の専決事項は、重要又は異例に属するものを除き、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。

（衛生監の専決事項）

第6条 衛生監の専決事項は、重要又は異例に属するものを除き、別表第4に掲げるとおりとする。

（課長等の専決事項）

第7条 課長、訟務管理官、防衛政策局に置かれる参事官、建設制度官、施設整備官、提供施設計画官、サービス管理官及び衛生官（以下「課長等」という。）並びにこれらに相当するものとして長官が防衛大臣の承認を得て指定する防衛装備庁の職員の専決事項は、重要又は異例に属するものを除き、別表第5に掲げるとおりとする。

（再委任）

第8条 官房長等及び衛生監は、第5条又は第6条の規定により委任を受けた専決事項について、課長等に委任することができる。

2 官房長等及び衛生監は、前項の規定により専決事項を課長等に委任しようとするときは、次に掲げる基準に従い、あらかじめ防衛大臣の承認を得るものとする。

- (1) 当該専決事項を委任することにより事務の効率化が図られること。
- (2) 委任する専決事項が2以上の課等（課、訟務管理官、防衛政策局に置かれる参事官、建設制度官、施設整備官、提供施設計画官、サービス管理官及び衛生官をいう。以下同じ。）の所掌に係るものでないこと。

（代決）

第9条 次の表の左欄に掲げる者の代決は、右欄に掲げる者が行うものとする。

防衛大臣	防衛副大臣
事務次官	官房長等のうち事務次官の指定する者
官房長等	次長又は官房長等の指定する課長等
衛生監	別表第4において専決事項とされているものに限り、衛生官
課長等	課長等の指定する部員

- 2 代決を行った者は、代決に係る事項について必要と認めるときは、速やかに当該事項について権限を有する者に報告しなければならない。
- 3 防衛大臣及び防衛副大臣が不在の場合には、事務次官はこれを代決することができる。
- 4 防衛大臣及び防衛副大臣及び事務次官が不在で、かつ、至急に処理することを要する場合には、官房長はこれを代決することができる。ただし、この場合においては、官房長は、速やかに防衛大臣、防衛副大臣及び事務次官にその旨を報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和35年2月23日から施行する。

附 則（昭和35年11月5日庁訓第53号）

この訓令は、昭和35年11月5日から施行する。

附 則（昭和36年2月10日庁訓第6号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和36年2月10日から施行する。

附 則（昭和36年2月20日庁訓第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和36年6月12日庁訓第31号）

この訓令は、昭和36年6月12日から施行する。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第74号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和37年11月30日庁訓第80号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和38年2月1日から施行する。

附 則（昭和38年1月9日庁訓第1号）

この訓令は、昭和38年1月9日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則（昭和39年5月8日庁訓第13号）

この訓令は、昭和39年5月8日から施行する。

附 則（昭和39年7月14日庁訓第23号）

この訓令は、昭和39年7月14日から施行する。

附 則（昭和39年11月12日庁訓第46号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和39年11月12日から施行する。

附 則（昭和39年12月28日庁訓第54号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和39年12月28日から施行する。

附 則（昭和40年3月26日庁訓第18号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和40年3月26日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日庁訓第24号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年9月17日庁訓第39号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和40年9月17日から施行する。

附 則（昭和40年10月29日庁訓第44号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和40年10月29日から施行する。

附 則（昭和41年3月30日庁訓第7号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月30日庁訓第8号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日庁訓第9号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年5月6日庁訓第19号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和41年5月6日から施行する。

附 則（昭和41年6月7日庁訓第20号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和41年6月7日から施行する。

附 則（昭和41年9月30日庁訓第30号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和41年9月30日から施行する。

附 則（昭和43年1月19日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月11日庁訓第21号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和43年6月15日から施行する。

附 則（昭和43年8月26日庁訓第33号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月22日庁訓第39号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和43年10月22日から施行する。

附 則（昭和43年11月16日庁訓第41号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則（昭和43年11月16日庁訓第42号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則（昭和44年5月28日庁訓第27号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則（昭和45年1月30日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月31日庁訓第10号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月16日庁訓第23号）

この訓令は、昭和45年6月16日から施行する。

附 則（昭和45年6月18日庁訓第26号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。

附 則（昭和46年3月25日庁訓第9号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月24日庁訓第14号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年1月1日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年5月12日庁訓第21号）

この訓令は、昭和47年5月12日から施行する。

附 則（昭和48年2月9日庁訓第4号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和48年2月9日から施行する。

附 則（昭和48年6月29日庁訓第33号）

この訓令は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和48年7月31日庁訓第39号）

この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月30日庁訓第56号）

この訓令は、昭和48年11月5日から施行する。

附 則（昭和48年11月27日庁訓第60号）

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則（昭和49年3月8日庁訓第4号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和49年3月8日から施行する。

附 則（昭和49年12月7日庁訓第42号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和49年12月7日から施行する。

附 則（昭和50年9月27日庁訓第44号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和51年2月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月27日庁訓第47号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月27日庁訓第48号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和51年1月1日から施行する。ただし、第2章の規定は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年1月27日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年6月12日庁訓第22号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月3日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月28日庁訓第18号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和52年5月2日から施行する。

附 則（昭和52年6月16日庁訓第25号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和52年6月16日から施行する。

附 則（昭和52年7月1日庁訓第27号）

この訓令は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和52年7月1日庁訓第28号）

この訓令は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日庁訓第1号）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年1月23日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和53年1月23日から施行する。

附 則（昭和54年4月16日庁訓第24号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和54年4月11日から施行する。

附 則（昭和55年12月5日庁訓第40号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則（昭和55年12月27日庁訓第42号）

この訓令は、昭和56年4月2日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日庁訓第19号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月14日庁訓第6号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和60年3月15日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年7月1日庁訓第35号）

この訓令は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（平成2年10月1日庁訓第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成4年6月26日庁訓第47号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日庁訓第28号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成5年6月30日庁訓第45号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年5月31日庁訓第21号）

この訓令は、平成6年5月31日から施行する。

附 則（平成6年8月25日庁訓第43号）（抄）

1 この訓令は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成7年8月1日庁訓第48号）（抄）

1 この訓令は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成7年8月28日庁訓第49号）（抄）

1 この訓令は、平成7年9月1日から施行する。（ただし書以下略）

附 則（平成8年5月30日庁訓第41号）（抄）

1 この訓令は、平成8年5月31日から施行する。

附 則（平成8年10月18日庁訓第51号）（抄）

1 この訓令は、平成8年10月22日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成9年6月30日庁訓第31号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成10年4月24日庁訓第33号）

この訓令は、平成10年4月24日から施行する。

附 則（平成10年7月24日庁訓第37号）

この訓令は、平成10年7月24日から施行する。

附 則（平成10年10月2日庁訓第43号）

1 この訓令は、平成10年10月2日から施行する。

附 則（平成11年2月22日庁訓第3号）（抄）

1 この訓令は、平成11年3月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日庁訓第27号）（抄）

1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日庁訓第39号）（抄）

1 この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成11年10月5日庁訓第54号）（抄）

1 この訓令は、平成11年10月5日から施行する。

附 則（平成12年3月30日庁訓第37号）（抄）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第3防衛庁職員採用Ⅲ種試験の受験資格の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月27日庁訓第82号）（抄）

1 この訓令は、平成12年7月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月29日庁訓第84号）（抄）

1 この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。  
附 則（平成13年3月30日庁訓第39号）（抄）
- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。  
附 則（平成13年3月30日庁訓第53号）（抄）
- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。  
附 則（平成13年6月8日庁訓第65号）（抄）
- 1 この訓令は、平成13年6月8日から施行する。  
附 則（平成13年9月13日庁訓第72号）（抄）
- 1 この訓令は、平成13年9月13日から施行する。  
附 則（平成14年1月11日庁訓第1号）（抄）
- 1 この訓令は、平成14年1月11日から施行する。  
附 則（平成14年3月18日庁訓第4号）（抄）
- 1 この訓令は、平成14年3月27日から施行する。  
附 則（平成14年3月27日庁訓第19号）（抄）
- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則（平成14年4月5日庁訓第46号）（抄）
- 1 この訓令は、平成14年4月8日から施行する。  
附 則（平成14年10月30日庁訓第54号）（抄）
- 1 この訓令は、平成14年11月1日から施行する。  
附 則（平成14年10月30日庁訓第55号）（抄）
- 1 この訓令は、平成14年11月1日から施行する。  
附 則（平成15年5月1日庁訓第52号）  
この訓令は、平成15年5月1日から施行する。  
附 則（平成15年6月30日庁訓第56号）（抄）
- 1 この訓令は、平成15年7月1日から施行する。  
附 則（平成16年3月31日庁訓第34号）（抄）
- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則（平成16年7月1日庁訓第58号）（抄）
- 1 この訓令は、平成16年7月1日から施行する。  
附 則（平成17年3月30日庁訓第34号）（抄）
- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則（平成17年9月27日庁訓第72号）（抄）
- 1 この訓令は、平成17年9月30日から施行する。  
附 則（平成18年3月27日庁訓第25号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。  
附 則（平成18年3月27日庁訓第26号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行し、平成18年度以降の年度を対象として作成する  
防衛諸計画から適用する。  
附 則（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則（平成18年4月7日庁訓第68号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年4月7日から施行する。  
附 則（平成18年5月18日庁訓第71号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年5月18日から施行する。  
附 則（平成18年7月28日庁訓第84号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。  
附 則（平成18年12月5日庁訓第105号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年12月5日から施行する。  
附 則（平成19年1月9日省訓第2号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年4月27日省訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成19年8月25日省訓第74号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成19年8月25日省訓第133号）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日省訓第32号）（抄）

- 1 この訓令は、平成20年4月30日から施行する。

附 則（平成20年6月27日省訓第41号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年9月9日省訓第48号）

この訓令は、平成20年9月9日から施行する。

附 則（平成21年3月24日省訓第11号）（抄）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日省訓第12号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日省訓第66号）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日省訓第8号）（抄）

- 1 この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年7月30日省訓第32号）（抄）

- 1 この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成22年11月22日省訓第40号）

この訓令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）の施行の日（平成22年11月27日）から施行する。

附 則（平成23年2月18日省訓第4号）（抄）

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月15日省訓第30号）（抄）

- 1 この訓令は、平成23年8月15日から施行する。

附 則（平成24年3月7日省訓第5号）（抄）

- 1 この訓令は、平成24年3月7日から施行する。

附 則（平成24年7月19日省訓第27号）（抄）

- 1 この訓令は、平成24年7月19日から施行する。

附 則（平成24年12月14日省訓第39号）

この訓令は、平成24年12月14日から施行する。

附 則（平成25年6月28日省訓第40号）（抄）

- 1 この訓令は、平成25年6月28日から施行する。ただし、次項の規定は、同年11月1日から施行する。

- 2 別表第3第4項の表給与課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則（平成26年2月7日省訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成26年2月7日から施行する。

附 則（平成26年3月26日省訓第16号）（抄）

- 1 この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第23号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日省訓第35号）（抄）

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

附 則（平成26年7月18日省訓第39号）

この訓令は、平成26年7月18日から施行する。

附 則（平成26年12月22日省訓第72号）

この訓令は、平成26年12月22日から施行する。

附 則（平成27年3月31日省訓第10号）（抄）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日省訓第21号）（抄）

- 1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成27年4月24日省訓第22号）（抄）

- 1 この訓令は、平成27年4月24日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日省訓第57号）

この訓令は、平成27年12月24日から施行する。

附 則（平成27年12月25日省訓第58号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日省訓第18号）

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第36号）（抄）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月18日省訓第46号）

この訓令は、平成28年5月18日から施行する。

附 則（平成28年9月26日省訓第57号）（抄）

第1条 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

第3条 人事評価訓令附則第3条及び第4条の規定によりなお従前の例によることとされた一部改正訓令附則第2項の規定により、定期評定の期日が平成28年9月30日とされている勤務評定訓令の規定による定期評定及び人事評価訓令の施行の日の前日において条件付採用期間中であつた隊員の勤務評定訓令の規定による特別評定に係る評定系統の設定の承認については、なお従前の例による。

附 則（平成29年4月7日省訓第29号）

この訓令は、平成29年4月7日から施行する。

附 則（平成29年4月10日省訓第30号）（抄）

第1条 この訓令は、平成29年4月10日から施行する。

附 則（平成29年4月19日省訓第34号）（抄）

第1条 この訓令は、平成29年4月19日から施行する。

附 則（平成29年7月28日省訓第49号）（抄）

この訓令は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成29年9月29日省訓第55号）

この訓令は、平成29年9月29日から施行する。

附 則（平成29年11月14日省訓第60号）（抄）

- 1 この訓令は、平成29年11月30日から施行する。

附 則（平成30年3月30日省訓第30号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月17日省訓第2号）

この訓令は、平成31年1月17日から施行する。

附 則（令和元年6月26日省訓第15号）

この訓令は、防衛政策等普及啓発事業費補助金交付要綱（令和元年防衛省訓令第14号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和元年6月26日

(2) 第3条の規定 令和元年7月18日

附 則（令和2年6月26日省訓第36号）

この訓令は、令和2年6月26日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（令和2年9月15日省訓第55号）

この訓令は、令和2年9月15日から施行する。

附 則（令和3年7月1日省訓第43号）

この訓令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 令和3年7月1日

(2) 第2条の規定 令和3年7月11日

附 則（令和4年4月4日省訓第51号）

この訓令は、令和4年4月4日から施行する。

附 則（令和5年3月31日省訓第34号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月28日省訓第47号）

この訓令は、令和5年4月28日から施行する。

附 則（令和5年6月29日省訓第55号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年10月13日省訓第95号）

この訓令は、令和5年10月13日から施行する。

附 則（令和5年12月1日省訓第110号）

この訓令は、令和5年12月1日から施行する。

附 則（令和6年1月31日省訓第3号）

この訓令は、令和6年1月31日から施行する。

附 則（令和6年3月28日省訓第38号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月17日省訓第61号）

この訓令は、令和6年5月17日から施行する。

附 則（令和6年5月28日省訓第63号）

この訓令は、令和6年5月28日から施行する。

附 則（令和6年6月28日省訓第273号）

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和6年7月12日省訓第283号）

この訓令は、令和6年7月12日から施行する。

附 則（令和6年10月11日省訓第315号）

この訓令は、令和6年10月11日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務次官専決事項（人事に関する事項）

- (1) 1佐（1等陸佐、1等海佐又は1等空佐をいう。以下1佐より下位の階級についても、この例による。以下同じ。）たる自衛官及び6級（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）の別表に掲げる行政職俸給表（一）の6級及びこれに対応する各俸給表の職務の級をいう。以下6級より下位の級についても、この例による。以下同じ。）以上の事務官等（部員及び任命権に関する訓令第2条第5号に定める事務官等をいう。以下同じ。）の任免（分限免職を除く。以下同じ。）に関する事。
- (2) 2佐及び3佐たる自衛官の任免（退職を除く。）に関する事。
- (3) 自衛官の昇任に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第62号）第3条の規定に基づく防衛大臣の指示に関する事。
- (4) 1佐の階級を指定する予備自衛官の採用、継続任用（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第68条第2項の規定により任用期間が満了した後引き続き予備自衛官に任命することをいう。次号並びに別表第3第4項の表人材育成課の項第3号及び第4号において同じ。）、階級の指定、昇進、退職及び免職に関する事。
- (5) 2佐及び3佐の階級を指定する予備自衛官の採用、継続任用、階級の指定、昇進、任官（予備自衛官補から予備自衛官への任官に限る。）、退職及び免職に関する事。
- (6) 1佐たる自衛官及び1佐職（編成上1佐たる自衛官をもつて充てるものとされている職をいう。次号において同じ。）についての補職に関する事。
- (7) 1佐たる自衛官及び1佐職にある自衛官並びに6級以上の事務官等の事務取扱及び事務代理の命免に関する事。
- (8) 6級以上の事務官等の昇格及び降格に関する事。
- (9) 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）第14条に規定する試験実施機関を置く地方防衛局等の指定、第19条第2項に規定する実施計画の承認並びに別表第2に規定する試験区分の設定の承認及び専門試験の出題分野の変更の承認に関する事。
- (10) 1佐たる自衛官及び6級以上の事務官等の国際平和協力隊及び国際機関等への派遣に関する事。
- (11) 1佐たる自衛官及び防衛省本省の内部部局以外（防衛人事審議会を除く。次号から第13号まで及び第15号において同じ。）の6級以上の事務官等の入校に関する事。
- (12) 1佐たる自衛官及び防衛省本省の内部部局以外の6級以上の事務官等の休職及び復職に関する事。
- (13) 2佐及び3佐たる自衛官並びに防衛省本省の内部部局以外の6級以上の事務官等の入所に関する事。
- (14) 防衛省本省の内部部局以外の6級以上の事務官等の優良昇給に関する事。
- (15) 1佐たる自衛官の臨時勤務及び臨時乗組の命免に関する事。
- (16) 1佐たる自衛官及び防衛省本省の内部部局以外の6級以上の事務官等の兼職（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第60条第1項第1号の規定によるものを除く。）及び兼業の許可に関する事。
- (17) 海技審査委員会の委員の命免に関する事。
- (18) 職員の災害補償の実施についての審査の申立ての受理又は却下及び当該審査の申立てに対する判定に関する事。
- (19) 自衛隊法第36条の2第1項並びに第36条の4第1項及び第36条の5（自衛隊法第36条の2第1項の規定により任期を定めて採用された隊員（以下「特定任期付隊員」という。）に係るものに限る。）並びに防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第64号。以下「任期付隊員訓令」という。）第3条第3項に基づく防衛大臣の承認並びに任期付隊員訓令第8条第2項に基づく任期付隊員採用計画評議委員会の構成、審議内容その他運営に必要な事項に関する事。
- (20) 自衛隊法第36条の6第2項及び第36条の7第1項並びに防衛省の任期付研究員の採用

手続等に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第32号。以下「任期付研究員訓令」という。）第12条第1項（任期付研究員訓令第2条第1号に規定する招へい型研究員に係るものに限る。）に基づく防衛大臣の承認に関する事。

- (21) 自衛官以外の隊員が職務上必要な射撃を行う場合の手続等に関する訓令（平成14年防衛庁訓令第1号）第5条に基づく防衛大臣の承認に関する事。
- (22) 1佐たる自衛官の休業に関する事。
- (23) 自衛隊法第49条第4項の規定に基づく防衛人事審議会の議決に基づく裁決及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第78条第1項の規定に基づく審査請求の取下げの承認に関する事。
- (24) 自衛隊法第65条の3第5項及び第65条の4第8項の規定に基づく防衛人事審議会の議決に基づく決定に関する事。
- (25) 自衛隊法第65条の3第3項及び第65条の4第6項並びに自衛隊法施行令第87条の10第1項及び第2項の規定に基づく防衛人事審議会への意見聴取及び同審議会の意見に基づく承認に関する事。
- (26) 自衛隊法第65条の7第1項の規定に基づく防衛人事審議会への意見聴取及び同審議会の意見に基づく隊員の処分に関する事。
- (27) 自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）第12条第1項の規定に基づき自衛隊員倫理審査会に対し命ずる調査に関する事。
- (28) 自衛隊法施行規則第36条の規定に基づく自衛官、自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官補及び自衛隊奨学生等の募集計画に関する事。
- (29) 退職手当の支給に関する処分に対する審査請求に関する事。
- (30) 若年定年退職者給付金の支給に関する処分に対する審査請求に関する事。

#### 別表第1の2（第4条関係）

事務次官専決事項（日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の使用又は収用に関する事項）

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）第5条に規定する土地等の使用（引き続き使用する場合に限る。）の認定に関する事。
- (2) 駐留軍用地特措法第12条第2項に規定する原状回復及び損失補償等に係る異議申出に関する防衛施設中央審議会の意見聴取に関する事。
- (3) 駐留軍用地特措法第13条第3項において読み替えて準用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第36条第4項に規定する土地等の所有者及び関係人のうちに引渡調書への署名押印を拒んだ者等があるときの引渡調書の作成に立ち会い、及び引渡調書に署名押印する者の指名に関する事。
- (4) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第15条の3に規定するあつ旋委員の任命に関する事。
- (5) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第36条第4項に規定する土地の所有者及び関係人のうちに土地調書又は物件調書（以下この号において「土地調書等」という。）への署名押印を拒んだ者等があるときの土地調書等の作成に立ち会い、及び土地調書等に署名押印する者の指名に関する事。
- (6) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第102条の2第1項に規定する土地の引渡し等を行うべき者が履行しない場合等の代行に関する事。
- (7) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第128条第4項に規定する土地引渡し等の代行に要した費用が徴収できない場合等の納付期限等の指定及び督促に関する事。
- (8) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第131条第1項に規定する審査請求に対する裁決をする際の公害等調整委員会の意見聴取に関する事。

(9) 駐留軍用地特措法第23条第7項（駐留軍用地特措法第24条第2項において準用する場合を含む。）に規定する代行裁決を行う場合における防衛施設中央審議会への付議（第24条第2項において準用する場合を含む。）に関する事。

別表第1の3（第4条関係）

事務次官専決事項（競争の導入による公共サービスの改革に関する事項）

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第9条第1項の規定に基づき官民競争入札実施要項を定めること、同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき官民競争入札等監理委員会の議を求めると及び同条第6項の規定に基づく公表に関する事。
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第14条第1項の規定に基づき民間競争入札実施要項を定めること、同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき官民競争入札等監理委員会の議を求めると及び同条第6項の規定に基づく公表に関する事。

別表第1の4（第4条関係）

事務次官専決事項（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事項）

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定に基づく特定事業の実施に関する方針を定めること及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公表に関する事。
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第7条の規定に基づく特定事業の選定に関する事。
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく民間事業者の選定に関する事。
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づく客観的な評価及びその結果の公表に関する事。
- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第15条第1項の規定に基づく実施方針の策定の見通しの公表、同条第2項の規定に基づく事項の変更の公表及び同条第3項の規定に基づく事業契約の内容の公表に関する事。

別表第1の5（第4条関係）

事務次官専決事項（損失の補償に関する事項）

- (1) 自衛隊法第105条第8項の規定による補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合の補償の額の決定並びにその通知に関する事。
- (2) 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第15条第2項の規定による補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合の補償の額の決定並びにその通知に関する事。

別表第1の6（第4条の2関係）

防衛装備庁長官の専決事項

- (1) 照会、回答、依頼等に関する事（別表第5に掲げるものを除く。）。
- (2) 軽易な報告の受理に関する事。
- (3) 装備取得委員会への諮問に関する事。
- (4) 装備品等の部隊使用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第74号）第4条及び第5条に基づく承認に関する事。
- (5) 制式の廃止に関する事。

- (6) 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。以下「調達実施訓令」という。）第5条第1項第2号の規定に基づく調達の承認に関すること。
- (7) 調達実施訓令第15条第4項の規定に基づく指名随契審査会に係る定めについての承認に関すること。
- (8) 調達実施訓令第16条の規定に基づく随意契約の承認に関すること。
- (9) 装備品等の標準化の実施に関すること。
- (10) 物品の分類換の統制に関すること。
- (11) 物品の管理換の統制に関すること。
- (12) 物品についての不用の決定の承認に関すること（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）。
- (13) 供与物品及び貸与物品の廃棄等の指示に関すること。
- (14) 防衛大臣の国有財産に関する承認に関すること（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）。
- (15) 土地又は建物以外のもので各区分ごとの見積価格が500万円までのものの所管換及び用途廃止等計画の承認に関すること（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）。
- (16) 防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第23条の規定に基づく物品の寄附に関する指示に関すること。
- (17) 物資輸入に関する経済産業大臣に対する協議及び幕僚長への通報に関すること。
- (18) 供与品の不符号その他の異常に関する幕僚長及び在日米軍事援助顧問団に対する通報、照会等に関すること。
- (19) 不用となった供与品の処理に関する在日米軍事援助顧問団に対する通報及び幕僚長に対する指示に関すること。
- (20) 供与品の廃品又はくずに関する幕僚長に対する通報に関すること。
- (21) 調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）第15条の規定による特別の定め承認に関すること。
- (22) 装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号）第4条の規定による指定に関すること。
- (23) 日本国と諸外国との間で締結されたライセンス生産、共同研究、共同開発、有償援助調達等に係る交換公文に基づく細目取極その他の実施の細部を定めた文書の締結及び改正（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）に関すること。
- (24) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成20年政令第314号）第7条第3項の規定による財務大臣協議に関すること。
- (25) 研究開発に係る試験に関する告示に関すること。
- (26) 供与品に係る受領官の任免並びにこれに関する在日相互防衛援助事務所への通報及び署名票の送付に関すること。
- (27) 供与品に関する船積証書番号に関し、在日相互防衛援助事務所に対する通報に関すること。
- (28) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく供与品の受領等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第1号）第6条第5項に定める供与品の受領に関する港湾業務を行う部隊の指示に関すること。
- (29) 有償援助による調達の実施に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第18号。第27号及び第28号において「有償援助調達訓令」という。）第10条第2項の輸入協議に関すること。
- (30) 有償援助調達訓令第30条の承認に関すること。
- (31) 有償援助調達訓令別表注の承認に関すること。
- (32) 装備品等の類別の実施及び類別結果の取扱いに関すること。
- (33) 特定調達及び契約に関する統計の作成及び送付に関すること。
- (34) 物品の増減及び現在額の報告書の提出に関すること。
- (35) 日米物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成25年防衛省訓令第2号）第45条第2項の規定による輸出許可等の申請及び同条第3項の規定による許可証又は承認証の送付に関

すること。

- (36) 日米物品役務相互提供の実施に関する訓令第46条第2項の規定による輸入協議及び同条第3項の規定による同意文書の送付に関すること。
- (37) 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第70条第1項から第3項まで並びに第72条第1項の規定に基づく承認に関すること。
- (38) 日豪物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成25年防衛省訓令第1号）第45条第2項の規定による輸出許可等の申請及び同条第3項の規定による許可証又は承認証の送付に関すること。
- (39) 日豪物品役務相互提供の実施に関する訓令第46条第2項の規定による輸入協議及び同条第3項の規定による同意文書の送付に関すること。
- (40) 日英物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成29年防衛省訓令第45号）第45条第2項の規定による輸出許可等の申請及び同条第3項の規定による許可証又は承認証の送付に関すること。
- (41) 日英物品役務相互提供の実施に関する訓令第46条第2項の規定による輸入協議及び同条第3項の規定による同意文書の送付に関すること。
- (42) 日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和元年防衛省訓令第10号）第45条第2項の規定による輸出許可等の申請及び同条第3項の規定による許可証又は承認証の送付に関すること。
- (43) 日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令第46条第2項の規定による輸入協議及び同条第3項の規定による同意文書の送付に関すること。
- (44) 日加物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和元年防衛省訓令第11号）第45条第2項の規定による輸出許可等の申請及び同条第3項の規定による許可証又は承認証の送付に関すること。
- (45) 日加物品役務相互提供の実施に関する訓令第46条第2項の規定による輸入協議及び同条第3項の規定による同意文書の送付に関すること。
- (46) 日印物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和3年防衛省訓令第41号）第45条第2項の規定による輸出許可等の申請及び同条第3項の規定による許可証又は承認証の送付に関すること。
- (47) 日印物品役務相互提供の実施に関する訓令第46条第2項の規定による輸入協議及び同条第3項の規定による同意文書の送付に関すること。
- (48) 日独物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和6年防衛省訓令第279号）第45条第2項の規定による輸出許可等の申請及び同条第3項の規定による許可証又は承認証の送付に関すること。
- (49) 日独物品役務相互提供の実施に関する訓令第46条第2項の規定による輸入協議及び同条第3項の規定による同意文書の送付に関すること。
- (50) 調達実施訓令第11条第3項の規定による調達要求書の作成の承認に関すること。
- (51) 船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号。以下「造修訓令」という。）第5条の定期検査及び年次検査の方法及び基準の承認に関すること。
- (52) 造修訓令第7条第1項の規定に基づく船舶の改造等の手続の承認に関すること。
- (53) 造修訓令第10条第2項の船舶の製造、改造及び修理に際して準拠すべき工作の基準に関する定めに関すること（装備取得委員会に対して諮問した事項に係るものを除く。）。
- (54) 造修訓令第11条第3項第2号の規定に基づく定期検査の承認に関すること（装備取得委員会に対して諮問した事項に係るものを除く。）。
- (55) 造修訓令第11条第6項第1号の規定による入きよのの時期並びに同項第2号の規定による措置及び入きよの間隔の承認に関すること（装備取得委員会に対して諮問した事項に係るものを除く。）。
- (56) 造修訓令第11条第7項の規定に基づく年次検査又は入きよの承認に関すること（装備取得委員会に対して諮問した事項に係るものを除く。）。
- (57) 造修訓令第12条の定期検査、年次検査及び入きよの方法及び基準の承認に関すること（装備取得委員会に対して諮問した事項に係るものを除く。）。

- (58) 造修訓令第 14 条の基本計画の決定中支援船に係るものに関する事（装備取得委員会に対して諮問した事項に係るものを除く。）。
- (59) 造修訓令第 15 条第 1 項の基本設計の承認に関する事（装備取得委員会に対して諮問した事項に係るものを除く。）。
- (60) 造修訓令第 16 条第 1 項の規定による手続省略の必要性の認定中支援船に係るものに関する事（装備取得委員会に対して諮問した事項に係るものを除く。）。
- (61) 造修訓令第 19 条の規定に基づく船舶の改造等の手続の承認に関する事（装備取得委員会に対して諮問した事項に係るものを除く。）。
- (62) 造修訓令第 22 条第 3 項の規定に基づく試験の時期、範囲、方法及び手続の承認に関する事（装備取得委員会に対して諮問した事項に係るものを除く。）。
- (63) 造修訓令第 23 条第 3 項の検査の方法及び手続の承認に関する事（装備取得委員会に対して諮問した事項に係るものを除く。）。
- (64) 船舶検査規則（昭和 33 年防衛庁訓令第 53 号）第 3 条の基準の承認に関する事。
- (65) 船舶検査規則第 4 条第 1 項の機関の承認に関する事。
- (66) 海上自衛隊の使用する船舶の信号符字に関する訓令（昭和 48 年海上自衛隊訓令第 60 号）第 2 条の規定に基づく信号符字として使用する文字及びその組合せの指定、第 3 条第 1 号ただし書の規定に基づく信号符字を付与しないことの承認並びに第 5 条の規定に基づく信号符字の告示に関する事。
- (67) 防衛省所管国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令（昭和 52 年防衛庁訓令第 28 号）第 4 条の規定に基づく所属替の承認、第 11 条の規定に基づく現況の報告及び第 12 条の規定に基づく承認に関する事。
- (68) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の適用除外に関する国土交通大臣に対する申請及び適用除外指定に関する幕僚長に対する通知に関する事。
- (69) 火薬類の取扱いに関する訓令（昭和 54 年防衛庁訓令第 36 号。以下「火薬類訓令」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づく火薬類の製造に関する経済産業大臣に対する承認申請及び第 6 条第 2 項の規定に基づく火薬類の製造の廃止に関する経済産業大臣に対する通知に関する事。
- (70) 火薬類訓令第 4 条第 4 項の規定に基づく火薬類の製造施設の変更工事又は製造火薬類の種類等の変更に関する経済産業大臣に対する承認申請、同条第 5 項の規定に基づく火薬類の製造施設の軽微な変更工事の完了に関する経済産業大臣に対する通知及び第 5 条第 2 項の規定に基づく火薬類の製造施設の設置工事又は変更工事の完成検査に関する経済産業大臣に対する申請並びに火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく火薬類の製造施設の保安検査に関する経済産業大臣に対する申請に関する事。
- (71) 火薬類訓令第 9 条第 2 項の規定に基づく危害予防規程に関する経済産業大臣に対する承認申請及び同条第 3 項の規定に基づく危害予防規程の変更に関する経済産業大臣に対する通知に関する事。
- (72) 火薬類訓令第 11 条第 3 項の規定に基づく火薬庫の設置に関する経済産業大臣に対する承認申請に関する事（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）。
- (73) 火薬類訓令第 12 条第 4 項の規定に基づく火薬庫の移転又は変更工事に関する経済産業大臣に対する承認申請、同条第 5 項の規定に基づく火薬庫の軽微な変更工事の完了に関する経済産業大臣に対する通知及び第 14 条第 2 項の規定に基づく貯蔵火薬類等の変更に関する経済産業大臣に対する通知に関する事。
- (74) 火薬類訓令第 47 条の規定に基づく火薬類の譲渡しに関する幕僚長等に対する承認に関する事。
- (75) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和 45 年防衛庁訓令第 1 号）第 16 条の規定に基づく検査証の有効期間の伸長に関する事。
- (76) 自衛隊の使用する自動車の保安基準の緩和に係る認定に関する事。
- (77) 特定物質の製造等に関する訓令（平成 7 年防衛庁訓令第 48 号。以下「特定物質訓令」という。）第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく年度計画の承認並びに同条第 3 項の規定に

基づく年度計画の変更の承認に関すること。

- (78) 特定物質訓令第5条第1項の規定に基づく特定物質の譲渡し及び譲受けの承認及び同条第3項の規定に基づく特定物質の譲渡しに関する経済産業大臣に対する届出に関すること。
- (79) 特定物質訓令第6条第2項の規定に基づく検査の実施に関すること。
- (80) 特定物質訓令第9条第3項の規定に基づく特定物質の製造及び使用に係る数量等に関する経済産業大臣に対する届出に関すること。
- (81) 特定物質訓令第13条の規定に基づく施設の使用承認を行うに当たつての承認に関すること。
- (82) 対人地雷の取扱いに関する訓令（平成11年防衛庁訓令第3号。以下「対人地雷訓令」という。）第3条第1項及び第2項の規定に基づく年度計画の承認、同条第3項の規定に基づく年度計画の変更の承認並びに同条第4項の規定に基づく対人地雷の消費に関する経済産業大臣に対する届出に関すること。
- (83) 対人地雷訓令第4条第1項の規定に基づく対人地雷の引渡し及び所持の承認並びに同条第3項及び第6条第3項の規定に基づく対人地雷の引渡し及び所持に関する経済産業大臣に対する届出に関すること。
- (84) 対人地雷訓令第5条第2項の規定に基づく対人地雷の消費に関する経済産業大臣に対する報告に関すること。
- (85) 対人地雷訓令第7条第2項の規定に基づく対人地雷の数量等に関する経済産業大臣に対する報告に関すること。
- (86) クラスター弾等の委託破棄等に関する訓令（平成22年防衛省訓令第32号。以下「クラスター弾等訓令」という。）第3条第1項の規定に基づく年度計画の承認又は同条第2項の規定に基づく年度計画の変更の承認に関すること。
- (87) クラスター弾等訓令第5条第1項の規定に基づくクラスター弾等の引渡し又は所持の承認に関すること。
- (88) クラスター弾等訓令第6条の規定に基づくクラスター弾等の引渡し又は所持に関する経済産業大臣に対する届出に関すること。
- (89) クラスター弾等訓令第8条第2項の規定に基づくクラスター弾等の数量等に関する経済産業大臣に対する報告に関すること。
- (90) 防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号。以下「航空機取扱い訓令」という。）第4条の規定に基づく所属替の承認に関すること。
- (91) 航空機取扱い訓令第4条の規定に基づく所属替の報告に関すること。
- (92) 航空機取扱い訓令第6条の規定に基づく用途廃止の承認に関すること。
- (93) 航空機取扱い訓令第9条の規定に基づく改造の報告に関すること。
- (94) 航空機取扱い訓令第10条の規定に基づく現況の報告に関すること。
- (95) 航空機取扱い訓令第14条の規定に基づく実施細目の定め承認に関すること。
- (96) 航空機の特別な方式による航行に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第72号）に基づく特別な方式による航行に係る承認又は取消しに関すること。
- (97) 職務発明審査委員会に対する諮問に関すること。
- (98) 職務発明に関する審査請求に関すること。
- (99) 防衛省が開発等を行つた装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する企業開示申請又は部外転用申請の承認に関すること。
- (100) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度に関する告示の発簡に関すること。
- (101) 公共調達適正化等に係る財務大臣に対する協議に関すること。
- (102) 給食の実施に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第54号）第9条の規定に基づく基本食、増加食及び加給食の定額、定量及び栄養摂取量の基準の承認に関すること。
- (103) 給食の実施に関する訓令第26条の規定に基づく隊員以外の者に支給する食事の対価の決定に関すること。
- (104) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第25条第1項、第48条第1項及び第67条第1項の規定による経済産業大臣の許可に係る手続並びにこれらの業務に係る各幕僚長への通知に関すること。

- (105) 船舶の国籍を証明する書類等の発行等に関すること。
- (106) 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の5第2項による照会及び回答に関すること。
- (107) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び国際規制物資の使用等に関する規則（令和6年原子力規制委員会規則第4号）に基づく核燃料物質の使用に関する原子力規制委員会への報告及び届出等に関すること（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）。
- (108) 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）第7条に基づく承認に関すること（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）。
- (109) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第99条に基づく危険のおそれのない場合等の特則に係る手続に関すること。
- (110) 防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣政策参与の国内出張の実施に係る手続に関すること。
- (111) 定例的な他官庁又は部外の事業への協力に関すること。
- (112) 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「防衛生産基盤強化法」という。）第4条第1項の規定による装備品安定製造等確保計画の認定及び防衛生産基盤強化法第6条第1項の規定による装備品安定製造等確保計画の変更の認定に関すること。
- (113) 防衛生産基盤強化法第4条第4項の規定による装備品安定製造等確保計画の作成及び提出の促し並びに防衛生産基盤強化法第8条第1項の規定による当該促しに係る報告又は資料の提出の求めに関すること。
- (114) 防衛生産基盤強化法第9条第1項の規定による装備移転仕様等調整の求め及び装備移転仕様等調整計画の認定、防衛生産基盤強化法第11条第1項の規定による装備移転仕様等調整計画の変更の認定並びに防衛生産基盤強化法第14条第1項の規定による第9条第1項の認定の取消しに関すること。
- (115) 防衛生産基盤強化法第12条の規定による装備移転仕様等調整計画の実施状況その他必要な事項に関する報告又は資料の提出の求め及び防衛生産基盤強化法第13条の規定による装備移転仕様等調整に係る改善の命令に関すること。
- (116) 防衛生産基盤強化法第17条第1項の規定による装備移転支援業務規程の認可及び同条第6項の規定による装備移転支援業務規程の変更の命令に関すること。
- (117) 防衛生産基盤強化法第18条第4項の規定による余裕金の運用に係る有価証券及び金融機関の指定に関すること。
- (118) 防衛生産基盤強化法第18条第6項の規定による補助金の全部又は一部に相当する額の国庫納付の命令に関すること。
- (119) 防衛生産基盤強化法第19条第1項の規定による装備移転支援業務に関する事業計画書及び収支予算書の認可に関すること。
- (120) 防衛生産基盤強化法第23条第1項の規定による装備移転支援業務に関する必要な報告又は資料の提出の求め及び立入検査並びに防衛生産基盤強化法第24条の規定による装備移転支援業務に関する監督上必要な命令に関すること。
- (121) 防衛生産基盤強化法第30条第2項の規定による施設委託管理業務規程の認可、同条第5項の規定による施設委託管理業務規程の変更の命令及び同条第8項の規定による施設委託管理業務に関する監督上必要な命令に関すること。
- (122) 防衛生産基盤強化法第31条の規定による指定装備品製造施設等の目的外使用の承認に関すること。
- (123) 防衛生産基盤強化法第32条第1項の規定による施設委託管理業務に関する必要な報告又は資料の提出の求め及び立入検査に関すること。
- (124) 装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和5年防衛省訓令第88号）第3条第1項の規定による装備品製造等基盤事業者の認定、同訓令第4条第1項の規定による認定事業計画の変更の認定及び同訓令第5条第1項の規定による第3条第1項の認定の取消しに関すること。
- (125) 装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号。以下「装備品等秘

密訓令」という。)第3条第2項の規定による装備品等秘密の指定及びその指定の有効期間の定め並びに同条第3項の規定による通知に関すること。

(126) 装備品等秘密訓令第4条第2項の規定による装備品等秘密の指定の有効期間の延長並びに同条第3項の規定による書面の交付及び延長後の装備品等秘密の指定の有効期間の表示に関すること。

(127) 装備品等秘密訓令第5条第2項の規定による装備品等秘密の指定の解除並びに同条第3項の規定による通知及び装備品等秘密の指定の有効期間の表示の抹消に関すること。

(128) 装備品等秘密訓令第10条第1項の規定による装備品等秘密文書等の複製又は製作における装備品等秘密の指定等及び送達等に関すること。

(129) 航空機の安全性の確保に関する訓令(平成7年防衛庁訓令第32号)に基づく事務に関すること。

## 別表第2(第5条関係)

### 官房長等の専決事項

(1) 照会、回答、依頼等に関すること(別表第5に掲げるものを除く。)

(2) 軽易な報告の受理に関すること。

(3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく移送、意見書提出の機会付与、開示決定等(同法第9条各項の決定をいう。)、開示決定等期限の延長、開示決定等期限の特例、開示手数料の減額又は免除、開示決定等についての不服申立ての情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び不服申立てに対する裁決又は決定に関すること。

(4) 防衛省の情報公開に関する訓令(平成13年防衛庁訓令第39号)第16条第2項の通知に関すること。

(5) 緊急の事態に際しての特定秘密の保護に関する訓令(平成26年防衛省訓令第64号。以下「特定秘密訓令」という。)第29条第5項の規定による特定秘密文書等の廃棄に係る内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監への報告に関すること。

(6) 特定秘密訓令第33条第1項の規定による他の行政機関への特定秘密文書等の交付又は特定秘密の伝達の承認に関すること。

(7) 特定秘密訓令第35条第2項の規定による適合事業者との特定秘密文書等の交付又は特定秘密の伝達を伴う契約の締結の承認に関すること。

(8) 特定秘密訓令第38条第1項の規定による外国政府等への特定秘密文書等の交付又は特定秘密の伝達の承認に関すること。

(9) 特定秘密訓令第33条第3項、第35条第4項又は第38条第3項の規定による特定秘密文書等の交付又は特定秘密の伝達に係る他の行政機関の長の同意の取得に関すること。

(10) 特定秘密訓令第39条第1項の規定による特定秘密文書等の交付又は特定秘密の伝達の承認に関すること(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第10条第1項第1号イに掲げる場合を除く。)

(11) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく利用目的以外の目的のための利用又は提供、外国にある第三者への提供、移送、意見書提出の機会付与、開示決定等(同法第82条各項の決定をいう。)、開示決定等期限の延長、開示決定等期限の特例、訂正決定等(同法第93条各項の決定をいう。)、訂正決定等期限の延長、訂正決定等期限の特例、保有個人情報の提出先への通知、利用停止決定等(同法第101条各項の決定をいう。)、利用停止決定等期限の延長、利用停止決定等期限の特例、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求の情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び審査請求に対する裁決又は決定に関すること。

(12) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく利用目的以外の目的のための利用及び特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除に関すること。

(13) 防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令(平成17年防衛庁訓

- 令第34号)第20条第2項、第35条第2項及び第47条第2項の通知に関すること。
- (14)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第11条第2項の規定に基づく書類の作成及び同条第3項の規定に基づく書類の写しの官民競争入札等監理委員会への送付に関すること。
- (15)防衛大臣、防衛副大臣及び防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣政策参与の国内出張の実施に係る手続に関すること。
- (16)定例的な他官庁又は部外の事業への協力に関すること。

別表第3 (第5条関係)

1 官房長専決事項

所掌する課等	専 決 事 項
秘書課	<p>(1) 任命権に関する訓令の実施に関する定め承認に関すること。</p> <p>(2) 隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第66号)第18条の規定による辞令書の交付によらないことについての承認に関すること。</p> <p>(3) 復職時等における号俸の調整を行うことについての承認に関すること。</p> <p>(4) 俸給の訂正に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第50号)第1項の規定により俸給の訂正を行うことについての承認に関すること。</p> <p>(5) 行政研修、JST指導者養成研修、統計職員養成研修、官庁会計事務職員研修等への研修員の派遣についての決定に関すること。</p> <p>(6) 防衛省本省の内部部局の事務官等、防衛人事審議会の再就職等監察官、防衛省本省の内部部局以外(防衛人事審議会を除く。第8号、第19号及び第22号から第24号において同じ。)の4級及び5級の事務官等並びに地方防衛局の3級の事務官等の休職及び復職に関すること。</p> <p>(7) 防衛省本省の内部部局の事務官等、防衛人事審議会の再就職等監察官、防衛省本省の内部部局以外の4級及び5級の事務官等並びに地方防衛局の3級の事務官等の兼職及び兼業の許可に関すること。</p> <p>(8) 防衛省本省の内部部局の事務官等及び防衛人事審議会の再就職等監察官の初任給の決定に関すること。</p> <p>(9) 内部部局の職員(次号から第13号までにおいて「内局職員」という。)及び防衛人事審議会の再就職等監察官の昇給の決定に関すること。</p> <p>(10) 内局職員及び防衛人事審議会の再就職等監察官の退職手当額の決定に関すること。</p> <p>(11) 内局職員、防衛人事審議会の再就職等監察官及び地方防衛局職員並びに防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第224条に規定する合議制の機関の委員の災害補償の認定に関すること。</p> <p>(12) 内局職員及び防衛人事審議会の再就職等監察官の服務に関する通知に関すること。</p> <p>(13) 内局職員の恩給の請求に関すること。</p> <p>(14) 4級及び5級の事務官等、防衛省本省の内部部局の3級以下の事務官等並びに地方防衛局の3級の事務官等の昇格及び降格に関すること。</p> <p>(15) 防衛省本省の内部部局の5級以下の事務官等の任免に関すること。</p> <p>(16) 防衛省本省の内部部局の2佐以下の自衛官の補職に関すること。</p> <p>(17) 4級及び5級の事務官等、防衛省本省の内部部局の2佐以下の自衛官及び3級以下の事務官等並びに地方防衛局の3級の事務官等の事務取扱及び事務代理の命免に関すること。</p> <p>(18) 防衛省本省の内部部局以外の4級及び5級の事務官等並びに地方防衛局の3級の事務官等の任免(懲戒処分としての免職に関することを除く。)に関すること。</p>

	<p>こと。</p> <p>(19) 5級以下の事務官等の国際平和協力隊及び国際機関等への派遣に関すること。</p> <p>(20) 防衛省本省の内部部局の事務官等、防衛人事審議会の再就職等監察官及び5級以下の事務官等の入所に関すること。</p> <p>(21) 防衛省本省の内部部局の事務官等、防衛人事審議会の再就職等監察官、防衛省本省の内部部局以外の4級及び5級の事務官等、防衛省本省の内部部局の2佐以下の自衛官並びに地方防衛局の3級の事務官等の入校に関すること。</p> <p>(22) 防衛省本省の内部部局以外の4級及び5級の事務官等並びに地方防衛局の3級の事務官等の優良昇給に関すること。</p> <p>(23) 防衛省本省の内部部局以外の6級以上の事務官等の自衛隊法施行規則第60条第1項第1号の規定による兼職の許可に関すること。</p> <p>(24) 防衛省本省の内部部局及び地方防衛局以外の3級の事務官等の分限免職についての承認に関すること。</p> <p>(25) 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第5条第2項第3号及び第7号並びに同条第3項第3号及び第7号に規定する選考による官職の認定、第42条に規定する選考委員会を置く機関の指定並びに第44条第2項に規定する国家公務員採用試験及び採用試験に準じた選考の承認に関すること。</p> <p>(26) 3級以下の事務官等の採用時の号俸をその者の属する職務の級の1級上位の級における最低の号俸を超える号俸に決定することの承認に関すること。</p> <p>(27) 海外における軍事施設、軍管理工場等の視察のために民間部外者を防衛省職員に委嘱することについての承認に関すること。</p> <p>(28) 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第2条第14項の規定による休養日及び勤務時間の割振りについての承認に関すること。</p> <p>(29) 自衛隊法第36条の2第2項並びに第36条の4第1項及び第36条の5（特定任期付隊員に係るものを除く。）に規定する防衛大臣の承認に関すること（自衛官以外の隊員に係るものに限る。）。</p> <p>(30) 防衛省の任期付隊員の採用手続き等に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第64号）第9条の規定による任期付隊員選考委員会の構成の基準の承認に関すること（自衛官以外に係るものに限る。）。</p> <p>(31) 自衛隊法第36条の7第2項並びに任期付研究員訓令第4条第3項及び第12条第1項（任期付研究員訓令第2条第1項に規定する招へい型研究員に係るものを除く。）に基づく防衛大臣の承認並びに任期付研究員訓令第8条第2項に基づく任期付研究員選考委員会の構成の基準に関すること。</p>
<p>文書課</p>	<p>(1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項ただし書（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する正当な理由の判断に関すること及び同法第15条第1項に規定する他の法令による開示の実施との調整に関すること。</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律第68条第1項に規定する漏えい等の報告に関すること。</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する法律第74条第1項及び第3項に規定する個人情報ファイルの保有等に関する通知に関すること。</p> <p>(4) 個人情報の保護に関する法律第87条第4項ただし書に規定する正当な理由の判断に関すること及び同法第88条第1項に規定する他の法令による開示の実施との調整に関すること。</p> <p>(5) 公文書管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第1項に規定する行政文書ファイル等の国立公文書館等への移管及び破棄に関すること（同条第2項前段に規定する当該破棄に係る内閣総理大臣との協議、同項後段に規定</p>

	<p>する新たな保存期間及び保存期間の満了する日の設定並びに同条第3項に規定する国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める旨の意見を付することに関することを含む。)</p> <p>(6) 公文書等の管理に関する法律第9条第1項及び第3項に規定する行政文書の管理状況の報告並びに同項に規定する資料の提出に関すること。</p> <p>(7) 公文書等の管理に関する法律第18条第3項に規定する特定歴史公文書等を利用させることについての意見書の提出に関すること。</p> <p>(8) 公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第13条に規定する行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の官報公示（閲覧場所の変更に係るものを含む。）に関すること。</p>
企画評価課	<p>(1) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。次号において「政策評価法」という。）第3条第2項第2号の規定に基づく政策評価に関する有識者会議に関すること。</p> <p>(2) 政策評価法第11条の規定に基づく通知及び公表に関すること。</p>
広報課	<p>(1) 広報資料の収集及びその編集発行に関すること。</p> <p>(2) 広報業務に係る他官庁又は部外の行事及び部外の製作する映画、放送番組等に対する協力に関すること。</p> <p>(3) 防衛政策等普及啓発事業費補助金交付要綱（令和元年防衛省訓令第14号）に基づく補助金の交付に関すること。</p>
会計課	<p>(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第17条の規定に基づく移用又は流用に関すること。</p> <p>(2) 予決令第18条の3及び第18条の5の規定に基づく支出負担行為実施計画表の作成及び送付に関すること。</p> <p>(3) 予決令第18条の10及び第18条の12の規定に基づく支払計画表の作製及び送付に関すること。</p> <p>(4) 予決令第20条の規定に基づく決算報告書等の送付に関すること。</p> <p>(5) 予決令第24条及び第25条の2の規定に基づく繰越の手續に関すること。</p> <p>(6) 予決令第25条の5の規定に基づく繰越明許費に係る翌年度にわたる責務の負担の承認に関すること。</p> <p>(7) 予決令第37条の規定に基づく徴収総報告書の作製及び送付に関すること。</p> <p>(8) 予決令第39条第1項から第4項までの規定に基づく支出負担行為の計画の示達及び通知に関すること。</p> <p>(9) 予決令第41条の規定に基づく支払計画の示達に関すること。</p> <p>(10) 予決令第54条の規定に基づく会計年度開始前の資金の交付に関すること。</p> <p>(11) 予決令第65条の規定に基づく支出総報告書の作製及び送付に関すること。</p> <p>(12) 過年度支出に関すること。</p> <p>(13) 債権現在額報告書、債権管理計算書及び証拠書類の報告に関すること。</p> <p>(14) 物品管理状況の検査に係る検査員の任免に関すること。</p> <p>(15) 防衛省本省の内部部局の会計職員の任免に関すること。</p> <p>(16) 会計職員（物品管理官（分任物品管理官を含む。）を除く。）の官職の指定等に関すること。</p> <p>(17) 前金払及び概算払に関する財務大臣に対する協議の申請に関すること。</p> <p>(18) 随意契約等の財務大臣に対する協議に関すること。</p> <p>(19) 契約書の作成を省略できる場合の財務大臣に対する協議に関すること。</p> <p>(20) 国の債権の管理等に関する法務大臣に対する請求に関すること。</p> <p>(21) 特別調達資金設置令（昭和26年政令第205号）第3条の2第1項の規定による一時借入金をし、及び国庫余裕金の繰替使用をし、並びに同条第2項の</p>

	<p>規定による償還をすることに関する手続に関すること。</p> <p>(22) 特別調達資金設置令施行令（昭和26年政令第271号）第1条の3第1項の規定による特別調達資金使用計画に関する書類の送付、同条第3項（同令第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同令第5条第1項の規定による特別調達資金受払決定計算書の送付に関すること。</p> <p>(23) 特別調達資金使用計画等取扱規則（昭和26年大蔵省令第96号）第8条第1項の規定による特別調達資金使用計画の示達及び同条第2項の規定による特別調達資金使用計画の示達の通知に関すること。</p> <p>(24) 特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程（昭和26年大蔵省令第94号）第31条第1項に規定する書面の処理に関すること。</p> <p>(25) 特別調達資金設置令施行令第3条の規定に基づく資金の運営に関する事務の委任に関すること。</p> <p>(26) 特別調達資金使用計画等取扱規則第7条、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程（昭和26年総理府令第49号）第2条、第3条及び第3条の2並びに特別調達資金出納官吏事務規程（昭和26年大蔵省令第95号）第2条の2の規定による通知に関すること。</p> <p>(27) 予算の移替えに関すること。</p> <p>(28) 予算の要求書に関すること。</p> <p>(29) 予備費の使用の調書に関すること。</p>
監査課	<p>(1) 防衛省の会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）第4条第3項及び第4項の規定による監査の実施に関すること。</p> <p>(2) 物品管理官（分任物品管理官を含む。）の官職指定等に関すること。</p> <p>(3) 会計実地検査に係る会計検査院からの照会の通知及び回答に関すること。</p> <p>(4) 物品の亡失及び損傷に関し、会計検査院長及び財務大臣に対する通知及び報告に関すること。</p>
訟務管理官	<p>(1) 損害賠償額の認定等に関すること。</p> <p>(2) 裁判上の和解に関すること。</p>

## 2 防衛政策局長専決事項

所掌する課等	専 決 事 項
運用政策課	<p>(1) 掃海の完了の告示に関すること。</p> <p>(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項第2号に規定する市町村長による市町村協議会の委員への自衛隊に所属する者の任命に当たっての防衛大臣の同意に関すること。</p>
運用基盤課	<p>(1) 自衛隊の使用する緊急自動車の指定申請の承認に関すること。</p> <p>(2) 海上自衛隊の使用する緊急船舶の指定申請の承認に関すること。</p> <p>(3) 特殊構造船舶の確定申請に関すること。</p> <p>(4) 航空機の飛行場外離着陸の承認に関すること。</p> <p>(5) 航空機による爆発物等の輸送に係る承認に関すること。</p> <p>(6) 航空法（昭和27年法律第231号）第91条第1項の曲技飛行等又は第92条第1項第3号の飛行に係る国土交通大臣に対する許可申請に関すること。</p> <p>(7) 前号の飛行を行うための空域に関すること。</p> <p>(8) 告示を要する射撃訓練及び掃海訓練の実施に関すること。</p>

調査課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別防衛秘密の秘密区分の指定、変更、解除、通知、標記の表示及び標記の抹消等の承認に関する事。</li> <li>(2) 特別防衛秘密の製作、複製、調製、送達、伝達、保管、貸出及び破棄に関する事についての指示、承認又は許可に関する事。</li> <li>(3) 特別防衛秘密の委託についての許可に関する事。</li> <li>(4) 特定秘密の保護に関する法律第6条第2項の規定による特定秘密の提供に係る他の行政機関の長との間の協議に関する事。</li> <li>(5) 特定秘密訓令第36条第5項の規定による事業者の適合性を審査する者の指名に関する事。</li> <li>(6) 特定秘密訓令第41条第1項の規定による内閣保全監視委員会からの求めへの対応に関する事。</li> <li>(7) 特定秘密訓令第42条第1項の規定による内閣府独立公文書管理監が行う求めへの対応及び同条第2項の規定による内閣府独立公文書管理監への提出又は報告の措置に関する事。</li> <li>(8) 特定秘密訓令第44条第2項の規定による内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監への報告に関する事。</li> <li>(9) 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号。以下「適性評価訓令」という。）第2章に規定する本省職員についての適性評価の実施に関する事。</li> <li>(10) 適性評価訓令第3章に規定する適合事業者の従業者についての適性評価の実施に関する事。</li> <li>(11) 適性評価訓令第58条第2項の規定による内閣保全監視委員会への報告に関する事。</li> <li>(12) 適性評価訓令第60条の規定により適性評価実施責任者が作成する同訓令の実施のために必要な事項の承認に関する事。</li> </ul>
戦略企画参事官	防衛研究所に所属する著作権（教育訓練に関するものを除く。）で行政財産であるものについて国以外の者の使用を許可することに関する防衛大臣の承認に関する事。
運用調整参事官	航空機からの落下傘による降下に係る承認に関する事。

### 3 整備計画局長専決事項

所掌する課等	専 決 事 項
防衛計画課	海上自衛隊の編成等に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第1号）別表第26の6に定める航空機の定数の変更についての承認に関する事。
サイバー整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電波法（昭和25年法律第131号）第6条の規定に基づく総務大臣に対する無線局の承認申請に関する事。</li> <li>(2) 電波法第19条の規定に基づく無線局の指定変更の申請に関する事。</li> <li>(3) 電波法第22条の規定による総務大臣に対する無線局の廃止の届出に関する事。</li> <li>(4) 電波法第2条第5号に規定する無線局及び自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号）第1条に規定する移動局等に関する総務大臣に対する統計報告に関する事。</li> <li>(5) 総務大臣に対するレーダー及び移動体の周波数割当申請に関する事。</li> <li>(6) 総務大臣から割当てを受けた周波数の各自衛隊等に対する割当指定に関する事。</li> </ul>

	<p>こと。</p> <p>(7) レーダー及び移動体の検査官の任命及び定期検査に関すること。</p> <p>(8) レーダー及び移動体の開設及び変更等の承認に関すること。</p> <p>(9) 自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の無線設備の操作に従事する者の資格試験に関すること。</p> <p>(10) 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）に基づく総務大臣に対する承認申請及び届出に関すること。</p> <p>(11) 情報処理の促進に関する法律施行規則第1条第1号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示（平成29年経済産業省告示第94号）第2条第2項の規定による情報処理安全確保支援士に係る申請書の経済産業大臣への送付に関すること。</p>
施設計画課	<p>防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号。以下「施設取得訓令」という。）第6条第1項、同条第2項、第14条、第19条第1項及第35条第3項の規定に基づく基本計画書の承認並びに第7条第1項及び第35条第3項の規定に基づく変更基本計画書の承認に関すること。</p>
施設整備官	<p>(1) 防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）に基づいて行う防衛大臣の承認に関すること（整備計画局の所掌に属するものに限る。）。</p> <p>(2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第33条、第35条及び第36条並びに国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）に基づく財務大臣に対する書類の送付に関すること。</p> <p>(3) 施設取得訓令第4条第2号に規定する施設の取得等（建設工事によるものを除く。）並びに自衛隊の施設に供される行政財産の管理及び処分のため実施する測量調査に係る事務に関すること。</p> <p>(4) 自衛隊法施行規則第97条による承認に関すること。</p> <p>(5) 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）の規定による公共工事の技術基準の作成に関すること。</p> <p>(6) 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）の規定による公共工事の積算基準の作成に関すること。</p> <p>(7) 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）の規定による公共工事の監督及び検査に係る実施要領（実施基準を含む。）の作成に関すること。</p> <p>(8) 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）の規定による公共工事に係る入札及び契約の建設技術に関すること。</p>
提供施設計画官	<p>火薬類訓令第11条第3項の規定に基づく火薬庫の設置に関する経済産業大臣に対する承認申請に関すること（整備計画局の所掌に属するものに限る。）。</p>

#### 4 人事教育局長専決事項

所掌する課等	専 決 事 項
人事計画・補任課	<p>(1) 任命権に関する訓令の実施に関する定め承認に関すること。</p> <p>(2) 人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第57号）第23条第1項及</p>

- び第2項に規定する承認、同条第3項に規定する報告並びに第24条に規定する承認に関すること。
- (3) 隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第18条の規定により辞令書の交付によらないことについての承認に関すること。
  - (4) 復職時等における号俸の調整を行うことについての承認に関すること。
  - (5) 俸給の訂正に関する訓令第1項の規定により俸給の訂正を行うことについての承認に関すること。
  - (6) 行政研修、JST指導者養成研修、統計職員養成研修、官庁会計事務職員研修等への研修員の派遣についての決定に関すること。
  - (7) 2佐及び3佐たる自衛官の退職に関すること。
  - (8) 防衛大臣補職に係る自衛官について防衛大臣以外の者が行う補職替えの承認に関すること。
  - (9) 2佐以下の自衛官の国際平和協力隊及び国際機関等への派遣に関すること。
  - (10) 2佐及び3佐たる幹部自衛官の入校、休職及び復職の命令並びに臨時勤務及び臨時乗組の命免に関すること。
  - (11) 2佐及び3佐たる自衛官に対する警務官の指定についての承認に関すること。
  - (12) 2佐以下の自衛官の3月を超える臨時勤務又は臨時乗組についての承認に関すること。
  - (13) 2佐及び3佐たる自衛官の兼職及び兼業の許可に関すること。
  - (14) 1佐以上の自衛官の自衛隊法施行規則第60条第1項第1号の規定による兼職の許可に関すること。
  - (15) 1尉以下の幹部自衛官の採用、免職（懲戒処分としてのものを除く。）及び行動時等における退職についての承認に関すること。
  - (16) 幹部候補者たる自衛官の採用、免職（懲戒処分としてのものを除く。）及び行動時における退職並びに幹部候補者たることの命免についての承認に関すること。
  - (17) 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。服務管理官の項第5号において同じ。）の採用及び退校（懲戒処分としてのものを除く。）についての承認に関すること。
  - (18) 任命権に関する訓令に規定する指定部隊（等）及び指定部隊（等）の長の指定に関すること。
  - (19) 1佐以下の幹部自衛官名簿の作成及び補正の承認に関すること。
  - (20) 航空従事者技能証明及び計器飛行証明の付与及び取消しに関すること。
  - (21) 海技資格の付与及び取消しに関すること。
  - (22) 船舶の配員の基準に関する訓令（昭和60年防衛庁訓令第2号）第4条第1号に規定する承認に関すること。
  - (23) 自衛隊体育学校における教育訓練に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第8号）第10条第2項に規定する特別体育課程の学生の選考についての承認に関すること。
  - (24) 2佐及び3佐たる自衛官の休業に関すること。
  - (25) 自衛隊法施行規則附則第3項の規定に基づく1尉以下の自衛官の採用及び昇任に関すること。
  - (26) 自衛隊法施行規則第27条の3ただし書の規定による自衛官候補生の任用期間の延長についての承認に関すること。
  - (27) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第9項の規定に基づく内閣総理大臣に対する募集実施要項の送付及び認定を受けた応募者の数の報告に関すること。

	<p>(28) 選考による自衛官の採用の基準に関する訓令（平成 29 年防衛省訓令第 34 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく承認に関する事。</p> <p>(29) 自衛隊法第 65 条の 8 第 1 項の規定において準用する国家公務員法の規定に基づく再就職等監視委員会への報告又は通知に関する事。</p> <p>(30) 自衛隊法第 49 条第 3 項の規定に基づく防衛人事審議会への付議に関する事。</p> <p>(31) 自衛隊法第 65 条の 3 第 5 項及び第 65 条の 4 第 8 項の規定に基づく防衛人事審議会への付議に関する事。</p> <p>(32) 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号。以下「官民人事交流法」という。）第 24 条第 1 項において準用する官民人事交流法第 6 条第 2 項の規定に基づく任命権者に対する応募した民間企業についての名簿及び人事交流に関する条件の提示に関する事。</p> <p>(33) 官民人事交流法第 24 条第 2 項並びに防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成 12 年政令第 388 号）第 7 条第 2 項及び第 15 条第 2 項の規定に基づく防衛人事審議会への付議に関する事。</p> <p>(34) 自衛隊法第 36 条の 2 第 2 項並びに第 36 条の 4 第 1 項及び第 36 条の 5（特定任期付隊員に係るものを除く。）に規定する防衛大臣の承認に関する事（自衛官に係るものに限る。）。</p> <p>(35) 防衛省の任期付隊員の採用手続き等に関する訓令（平成 13 年防衛庁訓令第 64 号）第 9 条の規定による任期付隊員選考委員会の構成の基準の承認に関する事（自衛官に係るものに限る。）。</p>
<p>給与課</p>	<p>(1) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 27 年法律第 266 号）及び関係法令につき、解釈及び運用方針を定める事。</p> <p>(2) 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 368 号）第 18 条第 4 項（同令第 18 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による学生手当又は生徒手当の繰上支給についての承認に関する事。</p> <p>(3) 勤勉手当の額の算定に用いる職員の勤務成績による支給割合の決定に関する事。</p> <p>(4) 自衛隊中央病院職業能力開発センターの年間の実施計画の承認に関する事。</p> <p>(5) 職員の災害補償に係る平均給与額についての給与及び計算の特例等の決定及び承認に関する事。</p> <p>(6) 職員の災害補償に係る傷病及び障害の程度の変更並びに休業補償、傷病補償及び障害補償の制限についての承認に関する事。</p> <p>(7) 災害を受けた者に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金及び年金たる遺族特別給付金の支給の決定についての承認に関する事。</p> <p>(8) 実施機関の権限の委任についての承認に関する事。</p> <p>(9) 職員の災害補償に係る特異な事情による事例の認定についての承認に関する事。</p> <p>(10) 任期付隊員訓令第 13 条第 3 項、第 14 条第 1 項及び第 15 条に基づく防衛大臣の承認に関する事。</p> <p>(11) 任期付研究員訓令第 13 条第 3 項、第 14 条第 3 項及び第 15 条に基づく防衛大臣の承認に関する事。</p>
<p>人材育成課</p>	<p>(1) 自衛隊法施行規則第 36 条の規定に基づく学生及び予備自衛官補の募集要領に関する事。</p> <p>(2) 自衛隊奨学生（理学、工学、文学又は法学を専攻する者に限る。）の募集要領、選考又は学資金の貸与及び返還の実施に関する事。</p>

	<p>(3) 尉（1尉、2尉及び3尉をいう。）の階級を指定する予備自衛官の採用、継続任用、階級の指定、昇進、任官（予備自衛官補から予備自衛官への任官に限る。）、退職及び免職についての承認に関する事。</p> <p>(4) 尉（2尉及び3尉をいう。）の階級を指定する即応予備自衛官の採用、継続任用、階級の指定、昇進、退職及び免職についての承認に関する事。</p> <p>(5) 予備自衛官補（技能）の採用、退職及び免職についての承認に関する事。</p> <p>(6) 退職予定自衛官就職援護業務費補助金の交付の決定に関する事。</p> <p>(7) 部外委託教育に関する事。</p> <p>(8) 部外者の受託教育に関する事。</p> <p>(9) 航空法第92条第1項第1号又は第2号の飛行に係る国土交通大臣に対する許可申請に関する事。</p> <p>(10) 前号の飛行を行うための空域に関する事。</p> <p>(11) 小型船舶操縦士養成施設及び航空従事者養成施設に関する事。</p> <p>(12) 核燃料物質の使用に関する原子力規制委員会への報告及び届出に関する事。</p> <p>(13) 他の隊員についての就職の依頼等の規制を適用しない隊員を定める訓令（平成27年防衛省訓令第35号）第1条に規定する就職援護隊員の指定に関する事。</p> <p>(14) 自衛隊法第65条の13の規定に基づく若年定年等隊員の就職の援助の実施結果の公表に関する事。</p> <p>(15) 予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第1号）第19条の3第2号の規定に基づく行事の指定に関する事。</p> <p>(16) 即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（平成10年陸上自衛隊訓令第1号）第21条第2号の規定に基づく行事の指定に関する事。</p> <p>(17) 予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第44号）第25条第2号の規定に基づく行事の指定に関する事。</p> <p>(18) 自衛隊法第97条第3項に規定する経費に関する事。</p>
<p>厚生課</p>	<p>(1) 職員厚生経費の使用基準の決定に関する事。</p> <p>(2) 職員（防衛省本省の内部部局の職員を除く。）の恩給の請求に関する事。</p> <p>(3) 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第341号）及び国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）に基づく申請、協議及び報告に関する事（防衛省を統括部局とする部局所属の国家公務員宿舎に係るものに限る。）。</p> <p>(4) 児童手当の受給資格及び額の認定並びに児童手当の支給に関する事務に係る特殊異例な事案の専決処理についての承認に関する事。</p> <p>(5) 勤務時間内におけるレクリエーションの実施に係る承認に関する事。</p>
<p>服務管理官</p>	<p>(1) 勤務中及び駐屯地又は艦船内において酒類を用いることについての許可に関する事。</p> <p>(2) 1尉以下の幹部自衛官の懲戒処分としての免職についての承認に関する事。</p> <p>(3) 幹部候補者たる自衛官の懲戒処分としての免職についての承認に関する事。</p> <p>(4) 防衛省本省の内部部局及び地方防衛局以外の3級の事務官等の懲戒処分としての免職についての承認に関する事。</p> <p>(5) 4級及び5級の事務官等（防衛省本省の内部部局の事務官等を除く。）並びに地方防衛局の3級の事務官等の懲戒処分としての免職に関する事。</p> <p>(6) 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生の懲戒処分としての退校についての承認に関する事。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 営舎外居住の許可権者たる部隊等の長の指定に関する事。</li> <li>(8) 陸上自衛官を特別儀仗用服装させる場合の指示に関する事。</li> <li>(9) 自衛隊犯罪捜査服務規則（昭和34年防衛庁訓令第72号）第44条及び第45条の規定による警務官等が行う捜査及び逮捕の承認に関する事。</li> <li>(10) 叙勲に係る内閣総理大臣への申請に関する事。</li> <li>(11) 防衛記念章の制式等に関する訓令（昭和56年防衛庁訓令第43号）別表第2条第24号防衛記念章の項から第28号防衛記念章の項までの規定に基づく承認に関する事。</li> <li>(12) 満艦飾又は艦飾を行う特別の必要がある場合の認定及び電灯艦飾を行う場合の定めに関する事。</li> </ul>
--

5 地方協力局長専決事項

所掌する課	専 決 事 項
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 駐留軍用地特措法第6条第1項に規定する関係行政機関の長及び学識経験者の意見聴取に関する事。</li> <li>(2) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第11条第4項に規定する立ち入ろうとする土地等の区域及び期間等の官報公告に関する事。</li> <li>(3) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第12条第2項に規定する土地等への立入についての官報公告に関する事。</li> <li>(4) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第14条第1項に規定する障害物の伐除についての所有者及び占有者の意見聴取に関する事。</li> <li>(5) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第14条第1項に規定する土地の試掘等についての所有者及び占有者の意見聴取に関する事。</li> <li>(6) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第15条第2項に規定する障害物の伐除又は土地の試掘等のための許可証の発行に関する事。</li> <li>(7) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第15条の2第2項に規定するあつ旋の付託についての都道府県知事の意見聴取に関する事。</li> <li>(8) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第15条の3に規定するあつ旋委員の任命についての都道府県知事の意見聴取に関する事。</li> <li>(9) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第28条の3第2項に規定する土地の形質変更についての地方防衛局長の同意の求めに関する事。</li> <li>(10) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第42条第2項（駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第47条の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する裁決申請があつた旨等の官報公告に関する事。</li> <li>(11) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第42条第2項に規定する裁決申請書等の写しの縦覧に関する事。</li> <li>(12) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第45条第2項に規定する添付書類の一部を省略した裁決申請があつた旨の官報掲載に関する事。</li> <li>(13) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第45条第2</li> </ul>

	<p>項に規定する添付書類の一部を省略した裁決申請があつた旨の公告に関する こと。</p> <p>(14) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第118条第 2項に規定する確認の申請があつた旨の官報公告に関すること。</p> <p>(15) 駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第118条第 2項に規定する確認申請書の写しの縦覧に関すること。</p> <p>(16) 駐留軍用地特措法第18条第3項に規定する障害物の伐除の許可について の市町村長の意見聴取に関すること。</p> <p>(17) 駐留軍用地特措法第18条第3項に規定する土地の試掘等の許可について の都道府県知事の意見聴取に関すること。</p> <p>(18) 駐留軍用地特措法第23条第5項（駐留軍用地特措法第24条第2項におい て準用する場合を含む。）に規定する裁決の代行の請求に係る官報公告に関す ること。</p> <p>(19) 防衛施設周辺環境整備法第9条第1項の規定による特定防衛施設及び特定防 衛施設関連市町村を指定する場合の関係行政機関の長との協議に関すること。</p> <p>(20) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号 。以下「再編特措法」という。）第4条第2項の規定に基づく再編関連特定防 衛施設の指定に係る関係行政機関の長との協議に関すること。</p> <p>(21) 再編特措法第5条第2項において準用する再編特措法第4条第2項の規定に 基づく再編関連特定周辺市町村の指定に係る関係行政機関の長との協議に関す ること。</p>
<p>地域社会協 力総括課</p>	<p>自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行 政財産に係る防衛省所管国有財産取扱規則に基づく事務に関すること。ただし、 同規則第26条の規定により、部局長に委任されている事項を除く。</p>
<p>環境政策課</p>	<p>(1) 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するため の行政財産に係る防衛省所管国有財産取扱規則に基づく事務に関すること。た だし、同規則第26条の規定により、部局長に委任されている事項を除く。</p> <p>(2) 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に 伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成16年政令第278号） 第1条に基づく補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合の補償の額 の決定並びに自衛隊法施行令第137条第2項に基づく通知に関すること。</p> <p>(3) 防衛省所管国有財産（普通財産）の取扱いに関する訓令（平成19年防衛省 訓令第78号）第14条の規定による承認に関すること。</p>
<p>在日米軍協 力課</p>	<p>(1) 日米合同委員会合意に基づき実施される艦載機着陸訓練に必要な物資等の輸 送に関すること。</p> <p>(2) 自衛隊の訓練等に必要制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓 令（平成19年防衛省訓令第63号）第5条第1項の規定による制限水域設定 基本計画書の承認及び同条第4項の規定による制限水域設定変更基本計画書 の承認に関すること。</p> <p>(3) 自衛隊の訓練等に必要制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓 令第25条第3項の規定による補償額の再審査に関すること。</p> <p>(4) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本 国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法 律（昭和27年法律第243号。以下「漁船操業制限法」という。）第1条の 規定による漁船の操業の制限又は禁止に関すること。</p> <p>(5) 漁船操業制限法第4条第2項の規定による補償すべき損失の有無及び損失を 補償すべき場合の補償の額の決定並びにその通知に関すること。</p>

	<p>(6) 駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第62号）第13条第5項の規定による補償額の再審査に関すること。</p> <p>(7) 自衛隊法第105条第1項の規定による漁船の操業の制限又は禁止に関すること。</p> <p>(8) 自衛隊法施行規則第87条の規定による損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期の定めに関すること。</p> <p>(9) 自衛隊法第105条第6項の規定による補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合の補償の額の決定並びにその通知に関すること。</p> <p>(10) 防衛施設周辺環境整備法第14条第3項の規定による補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合の補償の額の決定並びにその通知に関すること。</p>
<p>労務管理課</p>	<p>(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定による業務方法書の認可（業務方法書の変更に係るものを含む。）に関すること。</p> <p>(2) 独立行政法人通則法第35条の9第1項の規定による年度目標の制定又は変更並びに独立行政法人への指示及び公表に関すること。</p> <p>(3) 独立行政法人通則法第35条の10第1項の規定による事業計画の認可（事業計画の変更に係るものを含む。）に関すること。</p> <p>(4) 独立行政法人通則法第35条の10第4項の規定による事業計画を変更すべきことの命令に関すること。</p> <p>(5) 独立行政法人通則法第35条の11第1項及び第6項の規定による業務の実績の評価並びに通知及び公表に関すること。</p> <p>(6) 独立行政法人通則法第35条の11第2項及び第6項の規定による業務運営の効率化に関する事項の実施状況についての評価並びに通知及び公表に関すること。</p> <p>(7) 独立行政法人通則法第38条第1項の規定による財務諸表の承認に関すること。</p> <p>(8) 独立行政法人通則法第45条第1項ただし書の規定による限度額を超える短期借入金の認可に関すること。</p> <p>(9) 独立行政法人通則法第45条第2項ただし書の規定による短期借入金の借換えの認可に関すること。</p> <p>(10) 独立行政法人通則法第46条の2第1項の規定による不要財産の国庫納付の認可に関すること。</p> <p>(11) 独立行政法人通則法第46条の2第2項の規定による不要財産の譲渡収入による国庫納付の認可に関すること。</p> <p>(12) 独立行政法人通則法第46条の2第3項ただし書の規定による不要財産の譲渡収入による国庫納付の場合において簿価超過額の全部又は一部の金額を国庫に納付しないことの認可に関すること。</p> <p>(13) 独立行政法人通則法第47条第1号の規定による余裕金の運用に係る有価証券の指定に関すること。</p> <p>(14) 独立行政法人通則法第47条第2号の規定による余裕金の運用に係る金融機関の指定に関すること。</p> <p>(15) 独立行政法人通則法第48条の規定による重要な財産を譲渡し、又は担保に供する場合の認可に関すること。</p> <p>(16) 独立行政法人通則法第64条第1項の規定による業務並びに資産及び債務の状況に関する報告の指示に関すること。</p> <p>(17) 独立行政法人通則法第64条第1項の規定による業務の状況又は必要な物件の検査に関すること。</p> <p>(18) 独立行政法人通則法第67条第3号の規定による年度目標の制定又は変更に関すること。</p>

- 係る財務大臣への協議に関すること。
- (19) 独立行政法人通則法第67条第4号の規定による事業計画の認可に係る財務大臣への協議に関すること。
  - (20) 独立行政法人通則法第67条第4号の規定による限度額を超える短期借入金又は短期借入金の借換えの認可に係る財務大臣への協議に関すること。
  - (21) 独立行政法人通則法第67条第4号の規定による重要な財産を譲渡し、又は担保に供する場合の認可に係る財務大臣への協議に関すること。
  - (22) 独立行政法人通則法第67条第6号の規定による不要財産の国庫納付、不要財産の譲渡収入による国庫納付又は不要財産の譲渡収入による国庫納付の場合において簿価超過額の全部又は一部の金額を国庫に納付しないことの認可に係る財務大臣への協議に関すること。
  - (23) 独立行政法人通則法第67条第7号の規定による余裕金の運用に係る有価証券又は金融機関の指定に係る財務大臣への協議に関すること。
  - (24) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第11条第1項の規定による積立金の処分の承認に関すること。
  - (25) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第11条第2項の規定による積立金の処分の承認に係る財務大臣への協議に関すること。
  - (26) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）第5条第2項の規定による事業計画に定めた不要財産の国庫納付に係る通知を受けた旨の財務大臣への通知に関すること。
  - (27) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第5条第3項の規定による事業計画に定めた不要財産を国庫に納付する期日の指定に関すること。
  - (28) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第6条第4項の規定による主務大臣が定める基準に従い算定した不要財産の譲渡収入により国庫に納付すべき金額の独立行政法人への通知に関すること。
  - (29) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第7条第2項の規定による事業計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付に係る通知を受けた旨の財務大臣への通知に関すること。
  - (30) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第7条第3項において準用する同令第6条第4項の規定による主務大臣が定める基準に従い算定した事業計画に定めた不要財産の譲渡収入により国庫に納付すべき金額の独立行政法人への通知に関すること。
  - (31) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第10条第1項の規定による政府からの出資がなかつたものとされ、資本金を減少するものとされる主務大臣が定める金額の独立行政法人への通知に関すること。
  - (32) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第10条第3項の規定による資本金の減少に係る報告があつた旨の財務大臣への通知に関すること。
  - (33) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第22条第4項の規定による国庫納付金の計算書及び添付書類の写しの財務大臣への送付に関すること。
  - (34) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成13年内閣府令第93号）第10条第1項の規定による減価償却費を計上しない償却資産の指定に関すること。
  - (35) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第11条の規定による収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等の指定に関すること。
  - (36) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第12条の規定による譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲

	<p>渡取引の指定に関すること。</p> <p>(37)防衛省所管国有財産（普通財産）の取扱いに関する訓令第25条の2第1項に規定する不要財産受渡証書の作成に関すること。</p> <p>(38)駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和33年政令第131号）第11条第2項の規定による支給すべき特別給付金の有無及び特別給付金を支給すべき場合の特別給付金の額の決定に係る行政不服審査法第45条又は第46条の規定による裁決及び同法第51条の規定による送達及び送付に関すること。</p> <p>(39)独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）1（2）の規定による業績勘案率の決定及び通知に関すること。</p>
--	---

6 地方協力局次長専決事項

所掌する課	専 決 事 項
地域社会協力総括課	<p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項及び第2項の規定による補助金等の交付の決定、適正化法第7条第1項から第3項までの規定による補助金等の交付の条件の附加、適正化法第8条（適正化法第10条第4項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による補助金等の交付の決定の通知、適正化法第10条第1項の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消し及びその決定の内容又はこれに附した条件の変更、適正化法第10条第3項の規定による補助金等の交付並びに適正化法第17条第1項及び第2項の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消しに関すること。</p> <p>(2) 適正化法第15条の規定による補助金等の額の確定及び通知に関すること。</p> <p>(3) 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による補助金等の返還の命令、適正化法第20条の規定による補助金等の交付の一時停止及び相殺並びに適正化法第21条第1項の規定による補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収に関する事務に関すること。</p> <p>(4) 適正化法第13条の規定による補助事業等の遂行の命令及び遂行の一時停止の命令、適正化法第16条第1項の規定による補助事業等を補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置の命令、適正化法第22条の規定による財産の処分の承認、適正化法第23条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査し、又は関係者に質問する職員の指名並びに適正化法第25条第2項の規定による不服の申出に係る必要な措置の通知に関すること。</p> <p>(5) 防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号。以下「事務取扱規則」という。）第4条第1項の補助事業等の交付についての指示に関すること。</p> <p>(6) 事務取扱規則第7条第1項の規定による補助事業等の計画の変更についての協議に関すること。</p> <p>(7) 飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第89号）第3条第1項の規定による移転等の補償の実施についての指示及び同訓令第11条第1項の規定による土地買収についての指示に関すること。</p>
在日米軍協力課	<p>(1) 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭和36年法律第199号）第3条の規定による請求のあつせんに関すること。</p> <p>(2) 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号）に基づく事務に関すること。</p>

	<p>(3) 日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和29年総理府令第61号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(4) 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第16条の規定による請求のあっせんに関すること。</p> <p>(5) 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に伴うオーストラリア軍隊の構成員等の職務の遂行等に伴う損害に関する賠償金の支払等に関する訓令（令和5年防衛省訓令第80号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(6) 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第27号）第16条の規定による請求のあっせんに関すること。</p> <p>(7) 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う英国軍隊の構成員等の職務の遂行等に伴う損害に関する賠償金の支払等に関する訓令（令和5年防衛省訓令第94号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(8) 特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令（昭和29年総理府令第57号）第13条の規定による調停申請書又は期限延長申請書の審査及び提出並びに同令第14条の規定による契約調停委員会からの調停の結果又は期限の延長の申請に対する決定の通知に関すること。</p>
<p>労務管理課</p>	<p>(1) 日本国政府が条約に基づいて日本国にある外国軍隊及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（第3号において「駐留軍等」という。）の派遣国政府又は日本国とアメリカ合衆国政府との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第15条1（a）に規定する諸機関（第3号において「諸機関」という。）との間に締結した労務提供契約の改定に係る事務並びに同契約の解釈及び運用に関すること。</p> <p>(2) 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国政府との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和27年法律第174号）第9条第2項の規定に基づき定めた就業規則の改正に係る事務に関すること。</p> <p>(3) 駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者の代表者との団体交渉に係る事務に関すること。</p> <p>(4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第18条第3項の規定により事業主が行う議員の選定及び同法第25条第1項の規定による事業主の事務に関すること。</p>

別表第4（第6条関係）  
衛生監専決事項

所掌する課等	専 決 事 項
<p>衛生官</p>	<p>(1) 衛生関係機関の業務状況の報告に関すること。</p> <p>(2) 自衛隊奨学生（医学又は歯学を専攻する者に限る。）の募集要領、選考又は</p>

- 学資金の貸与及び返還の実施に関すること。
- (3) 自衛隊の病院、診療所、診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、准看護師養成所及び救急救命士養成所の設置手続、指定手続、変更手続、届出、年度報告及び通知に関すること。
  - (4) 診療用放射線照射措置及び診療用放射線照射器具並びに診療用放射線同位元素に関する都道府県知事に対する通知並びに放射線同位元素の使用に関する原子力規制委員会に対する届出に関すること。
  - (5) 部外医療機関との診療協定の締結に関すること。
  - (6) 社会保険診療報酬支払基金との診療報酬支払事務に関する契約に関すること。
  - (7) 診断書による身体検査を実施するための医療機関の指定に関すること。
  - (8) 診療管理者が他の医務室の診療管理者を兼ねることについての承認に関すること。
  - (9) 自衛隊の病院又は診療所に関する覚醒剤施用機関の指定手続に関すること。
  - (10) 自衛隊の病院において診療を行う特別の必要がある者の認定に関すること。
  - (11) 自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第27号）第2条第1号に定める感染症対策を実施する必要がある感染症の指定に関すること。
  - (12) 初任実務研修管理委員会、専門研修管理委員会又は防衛医学推進研究会議を構成する者の指定に関すること。
  - (13) 初任実務研修の期間の延長及び短縮の承認に関すること。
  - (14) 専門研修の期間の延長の承認に関すること。
  - (15) 専門研修の研修科目を定めること。
  - (16) 医官に対する専門研修に関する訓令（昭和59年防衛庁訓令第27号）第13条の承認に関すること。
  - (17) 衛生資材に関する事務であつて、防衛装備庁長官の専決事項の表第2号から第7号まで及び第14号並びに第23号に掲げる事項に該当するものに関すること。
  - (18) 防衛医科大学校病院における診療経費の額の算定及び徴収についての承認に関すること。
  - (19) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第18条の2第1項の規定に基づく健康管理手帳の交付の承認及び同訓令第18条の3第1項の規定に基づく特定緊急作業健康管理手帳の交付の承認に関すること。
  - (20) 航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号）第3条の2の規定に基づく航空身体検査審査会への諮問に関すること。
  - (21) 保険給付外の材料等による歯冠修復及び欠損補綴における診療行為等点数の承認に関すること。
  - (22) 臨床研究法（平成29年法律第16号）第23条第2項の規定による臨床研究審査委員会の認定の申請に関すること、同法第25条第1項の規定による臨床研究審査委員会の変更の認定の申請、同条第2項の規定による臨床研究審査委員会の軽微な変更の届出及び同条第4項の規定による臨床研究審査委員会の認定の有効期間の更新の申請に関すること並びに同法第27条第1項の規定による臨床研究審査委員会の廃止の通知及び届出に関すること。
  - (23) 臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）第74条の規定による臨床研究審査委員会の認定証の書換え交付の申請に関すること及び同省令第75条第1項の規定による臨床研究審査委員会の認定証の再交付の申請に関すること。
  - (24) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱（令和6年防衛省訓令

第270号)に基づく補助金の交付に関すること。

別表第5 (第7条関係)  
課長等の専決事項

- (1) 課長等の下に置かれた職員の休暇及び超勤に関すること。
- (2) 軽易な照会、回答、依頼等に関すること。
- (3) 省令、告示、訓令又は通達の改正のうち、他の法令、告示、訓令若しくは通達の制定若しくは改廃に伴い当然必要とされる規定の整理、用語の整理又は条、項若しくは号の繰上げ若しくは繰下げその他の形式的な改正に関すること。
- (4) 委員会等を構成する防衛副大臣又は防衛大臣政務官の指名の通知に関すること。